

答 申 書

香芝市教育委員会 様

香芝市情報公開・個人情報保護審査会
会長 金谷重樹

令和 5 年 1 2 月 5 日付け香教総第〇〇〇号で諮問のありました事案について、
下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

理 由

第 1 請求の趣旨

香芝市教育委員会が、審査請求人に対し、令和 5 年 5 月 1 0 日付け香教総
第〇〇号でした不開示決定を取り消し、行政文書を開示する。

第 2 事案の概要

1 経緯

本件は、審査請求人が、香芝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）
に対し、香芝市情報公開条例に基づいて、「香芝市教育委員会がまとめたと
する「香芝市学校施設の再編等に関する基本方針」をまとめた会議録」（以
下「本件行政文書」という。）の開示を請求したところ、教育委員会が本件
行政文書は存在しないとする不開示決定（以下「本件処分」という。）をし
たので、審査請求人が、行政不服審査法に基づき、本件処分の取消し及び
公開を求めるものである。

2 前提事実等

教育委員会は令和5年2月15日に開催された「令和5年第2回香芝市教育委員会会議（2月定例）」において「香芝市学校施設の再編等に関する基本方針の策定について」と題する議案を可決し、「香芝市学校施設の再編等に関する基本方針」を決定した。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

本件処分時において本件行政文書が存在したかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

（教育委員会）

教育委員会では基本方針をまとめるための会議は行っていない。

そのため、本件行政文書は作成していない。

（審査請求人）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律は、学校の設置、運営に関することは教育委員会の職務権限としている。

同法が定める教育委員会の職務権限が執行されているのなら会議録は当然あって、開示は当然である。

第4 当審査会の判断

本件処分が違法又は不当であるとするには、本件行政文書が作成され、かつ、本件処分時において存在していなければならない。そこで、当審査会において、教育委員会が令和5年2月15日の「令和5年第2回香芝市教育委員会会議（2月定例）」で決定した「香芝市学校施設の再編等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）の案の策定過程を確認したところ

ア 学校施設の再編に関しては、教育委員会では、令和2年から、適正規模・適正配置と連動した学校施設整備の推進を図っていた。

イ 基本方針の案は教育委員会の教育総務課（以下「総務課」という。）が策定した。

ウ 基本方針の案の策定に際して総務課において複数回にわたり、複数の資料が作成されたことが認められたが、本件行政文書の存在を認めることはできなかった。

また、これらの基本方針の案又は資料の策定・作成に係る会議が開催され、かつ、当該会議の会議録が作成されたことをうかがわせる事実も認めることができなかった。そして、この点について教育委員会は、当審査会の質問に対し、要旨、基本方針の案は総務課が市長部局内に設置された香芝市公有財

産有効活用検討会議の意見を数回にわたって聴取し、その都度修正して策定したものであり、総務課においては基本方針の案の策定のための会議を開催しておらず、したがって会議録も存在しないと回答した。この教育委員会の回答は、香芝市においてはひとつの課内において事務処理をするに際して会議を開催し、かつ、会議録を作成することは一般的ではないことからすれば、経験則上又は社会通念上、特段の不自然又は不合理はない。そうすると、上記のような当審査会による確認の結果及び教育委員会の回答に照らせば、本件処分時において本件行政文書が存在したと認めることはできず、したがって本件処分に違法又は不当があるとすることはできない。以上のとおりであるから当審査会は審査会の結論のとおり答申する。